

採点講評

(2018年4月8日・刑事訴訟法)

○全体について

- ・「問題提起，規範定立，あてはめ，結論」という流れで書かれていない方が多くいらっしゃいました。これは刑事訴訟法に限らず，すべての科目で共通する書き方のルールなので，このスタイルを守るようにしてください。
- ・本問の解答をするあたり意味がないと思われる前提事実を長く論じたり，問題文をただ書き写しているような記載が多くの方にありました。時間もスペースも限られているので，解答にあたり必要性があるかどうかを，まずは考えてから書くようにしてください。

設問1

- ・本問は，所持品検査という行政警察活動の適法性を問う問題でしたが，行政警察活動と司法警察活動（捜査）の区別ができていないと思われる方が多くいらっしゃいました。
- ・任意処分の適法性を検討するにあたり重要なのは，被侵害利益との利益考量です。米子銀行事件はこの点を考慮した判断基準を示す重要判例であり合格レベルにある受験生はこの判断基準をしっかり準備しているはずですから，この基準で書かれるのがいいと思います（その際は，判例は述べていませんが，自分なりに判断基準を導いた理由を一言でも書くようにして下さい）。また，本件に限らず，重要判例については，しっかり押さえておく必要があります。
- ・本問は，問題文の中に具体的事実を多くあげていました。これらの事実の摘示については，みなさん比較的出来ていましたが，ただ事実を摘示ただけに終わっている方が大半でした。事実を摘示したら，必ずその事実を「評価」してください（「～の事実，～の事実，～の事実がある，これらの事実からすると～といえる（結論）。」としただけでは説得力がありません。「～に事実は，～である（評価）。～の事実は，～である（評価）。これらの事実からすると～であるから（評価）～である（結論）。」というように事実と評価はセットで書くことを心掛けてください。全部は時間的に無理であれば重要なところだけでもいいですし，評価はごく一言でもいいと思います。）。

設問 2

- 伝聞法則の趣旨，伝聞の定義については，多くの方が良く書けていました。
- 本件メモを伝聞証拠として，「存在」と「…記載内容」について分けて論じていらっしゃる方が複数いらっしゃいました。検察官の立証趣旨である「…その記載内容」の意味するところは，本件のメモの，被害のあったショーケースの配置，店内見取り図，宝飾店から自宅までの経路道順，役割分担などの記載について，本当にショーケースはそこ位置だったか，道順はそのとおりだったかなど，メモの内容が真実であったかどうかに関わらず，そのような「内容が記載されている紙」を証拠とするということです。
すなわち，本件メモを供述証拠（＝伝聞法則適用）としてではなく，物証として使いたいということです。
- 伝聞証拠として，伝聞例外を検討されているかたが多くいらっしゃいました。検察官の立証趣旨からすると上記のように，内容の真実性は問題とならないということがわかりますし，本件メモの内容の真実性がどのような要証事実との関係で証拠として意味があるか考えても，供述証拠としての証拠とする意味はあまりないのではないかという結論になっていくと思います。

以上